

堺市危機管理ガイドライン

令和2年12月

目 次

はじめに	1
第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 防災対策との関連	2
第4節 武力攻撃事態等における国民保護措置との関連	2
第5節 新型インフルエンザ等感染症との関連	2
第6節 責務	3
第7節 個別危機管理マニュアルの整備等	3
第2章 事前対策	3
第1節 危機管理意識の向上	3
第2節 危機管理体制の整備	4
第3節 資機材の整備	5
第4節 訓練・研修の実施	5
第5節 関連機関等との連携強化	5
第3章 応急対策	5
第1節 初動措置	5
第2節 情報の収集・伝達及び管理	5
第3節 危機管理対策本部の設置	6
第4節 応急対策の検討・実施	6
第4章 事後対策	7
第1節 復旧対策の推進	7
第2節 被害者の支援	7
第3節 危機評価と再発防止	7
＜参考資料＞	
□ （別表1） 主な危機事象事例と担当局	8
□ （別表2） 個別危機管理マニュアル構成例	10
□ （別表3） 市危機管理対策本部組織基本編成表	11
□ 危機事象発生状況報告書	13
□ 堺市危機管理のためのシステム	14
□ 危機事象発生時の対応図	15

はじめに

本市では、自然災害を中心とした危機事象への対応に加え、事故や感染症、個人情報漏洩などの危機事象にも対処するための指針と枠組みを定めた「堺市危機管理ガイドライン」を平成15年度に策定し、同ガイドラインの改定を重ねるとともに、各部局において想定する危機事象への対応力の向上に努めてきたところである。

自然災害だけではなく、社会の多様化、複雑化に伴い、従来の範疇を超える危機事象が発生している。これらの危機事象への対処を図るため、庁内での責務、役割をより一層明確にし、危機管理体制の更なる充実を目指すことを目的として、「堺市危機管理ガイドライン」の改定を行うものである。

第1章 総 則

第1節 目 的

このガイドラインは、危機事象が本市域及びその周辺に発生した場合において、市民の生命、身体を保護し、市民の安全と安心の確保にあたるため、庁内各部局が実施する危機管理対策の基本的指針・枠組みについて定めるものである。

第2節 用語の定義

このガイドラインにおいて使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 危機事象

危機事象とは、市民生活に対して突然に発生し、その結果が予想外でかつ悪い状況をもたらすおそれがあり、組織的に対応することが必要な出来事で、おおむね次に掲げるものとし、主な事例及び所管する部局は別表1のとおりとする。

- ① 市民の生命・身体・財産に直接被害を与える事象
- ② 市民生活に重大な支障や不安を与える事象
- ③ 行政の信頼を損なう事象（市政運営に重大な支障を及ぼす事象を含む）

(2) 危機管理

危機事象の原因と状況を予知・把握・分析し、その危機事象によってもたらされる課題を想定することにより、被害や影響を最小限に抑制するための適切な対応を行うこと。

(3) 個別危機管理マニュアル

個別危機管理マニュアルとは、各部局において危機事象への対応を円滑かつ適切に行うため、必要な対応策をまとめた手順書。

(4) 局長等

局長等とは、堺市事務分掌条例第1条に規定する組織の長及び消防局長、上下水道局次長、教育次長、議会事務局長、会計管理者、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長をいう。

第3節 防災対策との関連

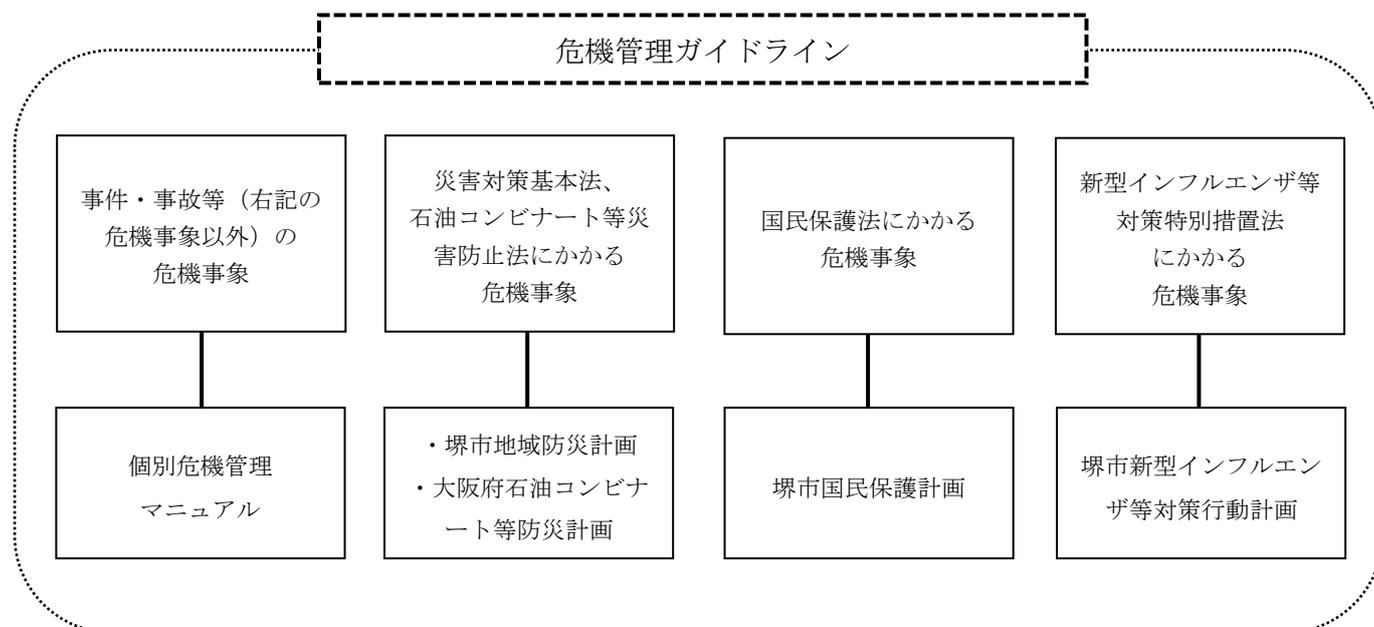
「災害対策基本法」(昭和36年法律第223号)第2条第1号並びに「石油コンビナート等災害防止法」(昭和50年法律第84号)第2条第3号で定める災害にかかる必要な危機管理は、「堺市地域防災計画」及び「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づいて実施することとし、これらの危機事象にかかる個別危機管理マニュアルは、各防災計画をもって充てるものとする。

第4節 武力攻撃事態等における国民保護措置との関連

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」(平成16年法律第112号)で定める武力攻撃事態等にかかる危機管理対策は、「堺市国民保護計画」、同計画のもと策定された堺市国民保護措置実施マニュアル、堺市国民保護避難実施要領基本パターン等(以下「堺市国民保護計画等」という。)に基づき実施することとし、これらの危機事象にかかる個別危機管理マニュアルは、堺市国民保護計画等を充てるものとする。

第5節 新型インフルエンザ等感染症との関連

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号)第2条第1号で定める新型インフルエンザ等にかかる危機管理対策は、「堺市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき実施することとし、これらの危機事象にかかる個別危機管理マニュアルは、当該計画を充てるものとする。



第6節 責務

(1) 市の責務

市は、市民の生命、身体及び財産の保護のため、市の有する機能を十分に発揮するとともに、国、府、その他関係機関と連携、協力して危機管理を総合的に推進するものとする。

(2) 各部局の責務

各部局は、危機事象の発生に備え、職員の危機管理意識の向上や予防措置を講ずるため、危機管理組織・体制の整備、訓練の実施などの事前対策を実施するとともに、危機事象発生時の情報収集伝達や人命の安全確保のための応急対策、被害者に対する支援などの事後対策など、想定される事象別に個別危機管理マニュアルを整備する。

また、危機事象が発生した場合には、個別危機管理マニュアルに基づき、危機管理室や関係部局及び関係機関等と連携して、当該事態に対処する。

なお、危機管理室は、所管部局が不明確な危機事象が発生した場合、あるいは全庁的な対応が必要な場合には総合調整を行い、関係部局による事態への対処を支援する。

(3) 職員の責務

職員は、自らの職務及び立場に応じて、常に起こりうる危機事象を想定し、その対応策を検討するとともに、情報の伝達網を確認し、訓練などを通じて必要な技術や知識の習得に努める。

第7節 個別危機管理マニュアルの整備等

- ① 個別危機管理マニュアルは、各部局が所管する危機事象に対応するため、危機発生に備えた職員の危機意識の向上や組織・体制の整備、訓練の実施など事前対策の実施、危機事象発生時の情報収集・伝達や市民の生命、身体及び財産の保護のための応急対策の実施、被害者に対する支援等の事後対策などを明記することとし、具体的な個別危機管理マニュアルの構成例は別表2のとおりとする。
- ② 個別危機管理マニュアルの整備にあたっては、事前に関連部局及び関係機関と十分協議調整を行うとともに、状況の変化に対応できるよう、適宜必要な見直しを行うものとする。
- ③ 各部局は、個別危機管理マニュアルを作成又は修正した場合は、危機管理室へこれを送付し、共有を図るものとする。

第2章 事前対策

第1節 危機管理意識の向上

(1) 組織の危機管理能力の向上

各部局は、常に組織として危機事象に対応できるよう、起こりうる事態を想定し、

それに対処すべき体制、人員、資機材及び行動の手順などについて点検するとともに、個別的訓練・研修を実施するものとする。

(2) 職員の危機意識の向上

職員は、自己の職務や立場によって必要な「危機を感知できる感性」を常に保持・向上させるとともに、危機管理の知識や技術の向上に努めるものとする。

(3) 市民への啓発

各部局は、危機発生時の被害軽減のため、市民に対し、具体的な危機事象に対する啓発を行うものとする。

第2節 危機管理体制の整備

(1) 危機管理担当庁内委員会

危機管理室は、平時における危機管理に必要な連絡・調整を行うため、必要に応じて危機管理担当庁内委員会を開催する。

(2) 危機管理担当者

各局に危機管理担当者を置く。危機管理担当者は、平常時においては危機管理担当庁内委員会に参加して危機管理室や関係部局と連絡調整にあたりるとともに、堺市危機管理対策本部（以下「市危機管理対策本部」という。）設置時には当該本部の業務に従事する。

(3) 危機管理対策本部

危機事象の内容・規模に応じて、市危機管理対策本部、局危機管理対策本部及び区危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）を置く。危機管理対策本部には、危機事象に係る固有名詞を付すものとする。

① 市危機管理対策本部

市長は、本市域において、全庁的な対応を要する重大な危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合は市危機管理対策本部を設置する。

市危機管理対策本部は、危機事象に関する情報を収集・伝達・分析・広報するとともに、関係機関との連携のもと、必要な対策を速やかに決定・実施することにより、市民の被害の軽減を図る。

② 局危機管理対策本部

局長等は、各部局が所管する危機事象が発生し、または発生するおそれがある場合は、局危機管理対策本部を設置する。この場合、危機事象の内容によって社会的影響が大きいと市長が判断した場合は、市危機管理対策本部に移行するものとする。

局危機管理対策本部の運営に必要な事項は、市危機管理対策本部の例に準じ各部局が別に定めるものとする。

③ 区危機管理対策本部

区長は、市危機管理対策本部設置時や区内での危機事象発生時において、必要に応じ区危機管理対策本部を設置する。

④ 危機管理対策本部の構成例

危機管理対策本部の構成例は、別表3のとおりとする。

(4) 危機管理センター

市危機管理対策本部が設置された場合、必要に応じ危機管理センターを設置し、応

急対策の検討・調整、各部局・関係機関との連絡、情報の収集・伝達、広報その他の事務を処理する。危機管理センターは、堺市危機管理センター設置規程及び危機管理センター員マニュアルに基づく体制とする。

(5) 関係機関との連携

各部局は、危機事象発生時においては、関係行政機関、関係公共機関、市民団体、NPO、ボランティアその他の関係者と連携を図り、被害の軽減に努めるものとする。

第3節 資機材の整備

各部局は、危機事象発生に備え、必要な資機材を備蓄・整備する。備蓄に適さない物資については、関係者と協議し、必要とする場合、円滑に調達できるように調整しておく。

第4節 訓練・研修の実施

危機管理室及び各部局は、個別危機管理マニュアルに即した行動がとれるよう、危機管理に関する図上訓練や個別活動訓練及び職員に対する教育・研修を実施する。

訓練実施時には、訓練結果を関係者で評価し、明らかになった課題等はマニュアルの見直しなどに活用する。

第5節 関係機関等との連携強化

市は、危機発生時に迅速かつ的確な応急対策を実施できるよう、平素から関係機関等との連携を図り、協力体制を強化する。

第3章 応急対策

第1節 初動措置

各部局は、危機事象の発生を把握したときは、直ちに最新の情報を市長及び危機管理監に報告して必要な指示を仰ぐとともに、平日勤務時間内においては直ちに、夜間休日においては60分以内に、それぞれ必要となる職員を動員して応急措置実施体制を確立する。

第2節 情報の収集・伝達及び管理

(1) 情報の収集

各部局は、夜間休日を含め、危機事象が発生し又はそのおそれのある場合は、警察、消防その他の関係機関の協力を得て、正確かつ迅速に情報を収集する。

(2) 情報の伝達と内容

各部局は、収集把握した危機事象について、速やかに危機管理室に内容(①危機事象、②発生場所、③発生時間、④具体的状況、⑤関係機関の動き、⑥必要な対応の判断・意見等)を報告するとともに、必要な指示を受けなければならない。

(3) 情報の管理

各部局が収集した情報は、「危機事象発生状況報告書」に沿い、危機事象発生の状況、被害の状況、今後の見通し、応急措置の状況等を整理し、各部局において一元的

に管理し、必要に応じて報道機関に提供する。また、堺市行政情報ネットワークシステム（庁内LAN）や堺市ホームページ、各部局が利用するソーシャルネットワーキングサービスなどを活用し、職員や市民に積極的な情報提供を行う。

第3節 危機管理対策本部の設置

各部局は、危機事象が発生し、または発生するおそれがある情報を入手した場合は、速やかに危機管理室と調整のうえ市長等に報告するとともに、局（区）危機管理対策本部を設置する。

この場合、必要に応じ専門家等の意見を聴取し、対策方針を決定する。

また、危機事象の規模・状況により、被害や社会的影響が大きく、全庁的な対応が必要と判断される場合は、市長は、局（区）危機管理対策本部を市危機管理対策本部に移行させる。

なお、危機管理対策本部の組織については、別表3のとおりとする。

第4節 応急対策の検討・実施

1 応急対策の実施

危機管理対策本部又は所管部局は、必要に応じて応急対策を行う。

なお、応急対策を実施するにあたり、所管部局だけで対応できない場合は、他部局の応援を得る。この場合、危機管理室は、所管部局と応援部局との調整を行う。

2 広報

（1）市民への広報

危機事象発生時において、被害の拡大を防止し、市民の安全を確保するとともに、社会的な混乱を回避するため、次の事項について、関係機関の協力を求めつつ、広報誌、チラシ、防災行政無線、広報車、災害情報ファックス、堺市ホームページ、各部局が利用するソーシャルネットワーキングサービスなど、あらゆる手段を通じて、迅速・的確な情報提供に努める。

- ① 危機事象の発生の状況
- ② 今後の見通し
- ③ 応急対策の実施状況
- ④ 市民に求める行動
- ⑤ 要配慮者への支援の協力呼びかけ
- ⑥ その他の関連情報

（2）報道機関への情報提供

報道発表及び報道機関への情報提供については、危機管理室と調整のうえ、内容、発表時期、発表方法等を決定し、市民の不安解消のため、速やか、かつ積極的な広報に努める。

第4章 事後対策

第1節 復旧対策の推進

(1) 安全確認

危機管理対策本部又は所管部局は、危機事象に係る応急対策がおおむね完了し、新たな被害の発生や拡大のおそれがないと判断した場合は、関係機関と連携して、速やかに当該危機事象の安全確認を行う。

安全が確認された場合は、危機管理室と調整のうえ、速やかに報道機関に情報提供するとともに、広報誌、チラシ、防災行政無線、広報車、災害情報ファックス、堺市ホームページ、各部局が利用するソーシャルネットワーキングサービスなどを通じて市民に周知する。

(2) 復旧対策

危機管理対策本部又は所管部局は、市民生活や地域の社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、迅速かつ円滑に復旧対策を推進する。

第2節 被害者の支援

(1) 生活相談

危機管理対策本部又は所管部局は、被害を受けた市民からの相談に対応するため、必要に応じ相談窓口を開設する。

(2) 健康相談

危機管理対策本部又は所管部局は、危機事象による負傷、疾病又は生活環境の激変による健康への著しい不安などに対処するため、関係機関の協力を得て健康相談を実施する。

(3) 生活支援

危機管理対策本部又は所管部局は、危機事象により住居を失い、又は生活の糧を失うなど、自己の力では生活の再建が困難と認められる被害者に対しては、関係機関と協議のうえ、速やかな生活再建支援のための方策を講じる。

第3節 危機評価と再発防止

(1) 危機評価

危機管理対策本部及び所管部局は、各部局が行った対応を時系列に整理、記録するとともに、危機事象発生の原因及び被害の分析を行い、実施した対策を検証・評価する。

また、整理した記録、検証・評価については、危機管理室に報告するものとする。報告を受けた危機管理室は、必要に応じてその内容を各部局と共有し、事後の危機事象への対策に備えるものとする。

(2) 再発防止

各部局は、危機事象の事後評価や類似事象に対する図上演習などを通じて、再発防止策の検討・実施を行うとともに、常にマニュアルを点検・見直しを行い、職員への周知を図る。

(別表1) 【主な危機事象事例と担当局】

想定危機事象 (例示)	担当局
自然災害	危機管理室
大規模な火災、爆発、事故	
コンビナート災害	
国民保護事象	
市長などへの危害	市長公室
情報システム・ネットワークへの攻撃	ICT イノベーション推進室
電算システムの停止	
本庁舎の火災・爆発・テロ及びその予告	総務局
不審物の存在、不審者の侵入	
職員の不祥事・事故	
財政運営・執行の重大な瑕疵	財政局
市有財産の重大な侵害	
人権侵害	市民人権局
市民に危害が及ぶおそれのある重大な犯罪事案	
有害物質等の飛散・漏洩	環境局
廃棄物の不法投棄	
特定外来生物（ヒアリ）の発見・生息	
感染症の蔓延による健康被害	健康福祉局
大規模な食中毒による健康被害	
医療事故、院内感染、医薬品による健康被害	
社会福祉施設での事故	
毒劇物等有害物質による大規模な健康被害	
外来種を原因とする健康被害	
特定動物（危険な動物）による事故	
狂犬病の発生	
飲料水汚染	
児童虐待	子ども青少年局
子ども相談所における事件・事故	
就学前児童施設における事件・事故	
青少年・児童に係る犯罪被害	
著しい青少年非行の増加	

大規模製造所の事故	産業振興局
家畜伝染病の発生（CSF(豚熱)等)	
高病原性鳥インフルエンザ感染鳥類の発見	
牛海綿状脳症（BSE）の発生	
口蹄疫の発生	
ため池の破堤による被害	
公営住宅の事故	建築都市局
公共交通機関の事故	
違反建築物の事故	
大規模な建築物の事故	
道路・橋梁・河川・公園などの事故	建設局
水質異常	上下水道局
大規模な断水	
水道管凍結	
水道事故	
異常渇水	
下水道事故	
児童生徒に対する犯罪	教育委員会
施設における事件・事故	
給食による食中毒	
児童生徒による重大な犯罪	
修学旅行中の事故	
個人情報・保護情報の漏洩	共通
市の管理施設の火災・爆発・雑踏事故	
施設への危害予告	
行事中の事故	
施設の機能停止	
職員への暴行	

(別表 2) 個別危機管理マニュアル構成例

大項目	中項目	小項目
1 総 則	目的 定義 責務	マニュアルの目的 用語の定義 対応方針の明記と目標設定
2 事前対策	意識の向上 体制の整備 情報収集伝達体制の整備 資機材の整備 訓練の実施	危機意識の向上 研修訓練の実施 危機管理担当者の明記 日常と危機発生時の組織・体制 情報収集手段、収集網の整備 危機管理室や関係機関との連携 資機材の備蓄と調達 図上訓練と実動訓練
3 応急対策	初動措置 情報の収集伝達及び管理 危機管理対策本部の設置 応急対策の検討・実施	初動体制確立 情報の収集・伝達 情報の管理・分析・共有 局危機管理対策本部、区危機管理対策本部 救出、救助、避難、救援等の必要事項 広報
4 事後対策	復旧対策の推進 被害者の支援 危機評価と再発防止	生活再建、安全確認 心と健康のフォロー 原因調査、課題整理、評価 マニュアルの見直し
資料		資料

(別表3) 市危機管理対策本部組織基本編成表

令和2年12月現在

組織名	構成	
堺市危機管理対策本部	本部長 副本部長 本部員	市長 副市長 危機事象の所管局長 危機管理監 各局（区）長等
各局危機管理対策本部	責任者	局長 局長が指名する者 危機管理担当職員
各区危機管理対策本部	責任者	区長 副区長 区長が指名する者

(参考) 危機管理事象発生時、各部局が関係部局として担う事務例

対策部	責任者	主たる分掌事務
共通 (各局対策部)	各局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局内、局間連絡調整 ・ 局内危機管理マニュアル整備 ・ 局内職員の動員・調整 ・ 所管施設の保全、応急復旧
財政対策部	財政局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危機管理緊急予算 ・ 緊急物資の購入、契約 ・ 車両管理
環境対策部	環境局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ等の応急処置、清掃 ・ 応急汲み取り ・ 環境保全
健康福祉対策部	健康福祉局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症予防、応急措置 ・ 遺体火葬 ・ 消毒 ・ 応急医療 ・ 巡回医療
子ども青少年対策部	子ども青少年局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時保育

産業振興対策部	産業振興局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済関連被害調査 ・ 被災事業者への融資斡旋 ・ 農林水産施設などの応急対策
建築都市対策部	建築都市局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係施設の被害調査、応急復旧 ・ 被災建築物の応急危険度判定 ・ 被災宅地の応急危険度判定 ・ 応急仮設住宅の建設 ・ 公共施設の応急復旧
建設対策部	建設局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木施設の被害調査、応急復旧 ・ 交通規制 ・ 公園施設の被害調査、応急復旧
上下水道対策部	上下水道局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道施設等の被害調査、応急復旧 ・ 応急給水 ・ 上下水道に関わる広報 ・ 上下水道資機材の確保
教育対策部	教育次長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急教育 ・ 教職員の指導、連絡、調整 ・ 学校園への指令、連絡調整 ・ 被災児童等への応急措置 ・ 避難所開設 ・ 学校の管理
会計対策部	会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金の受理
応援部	上記以外の局長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の応援

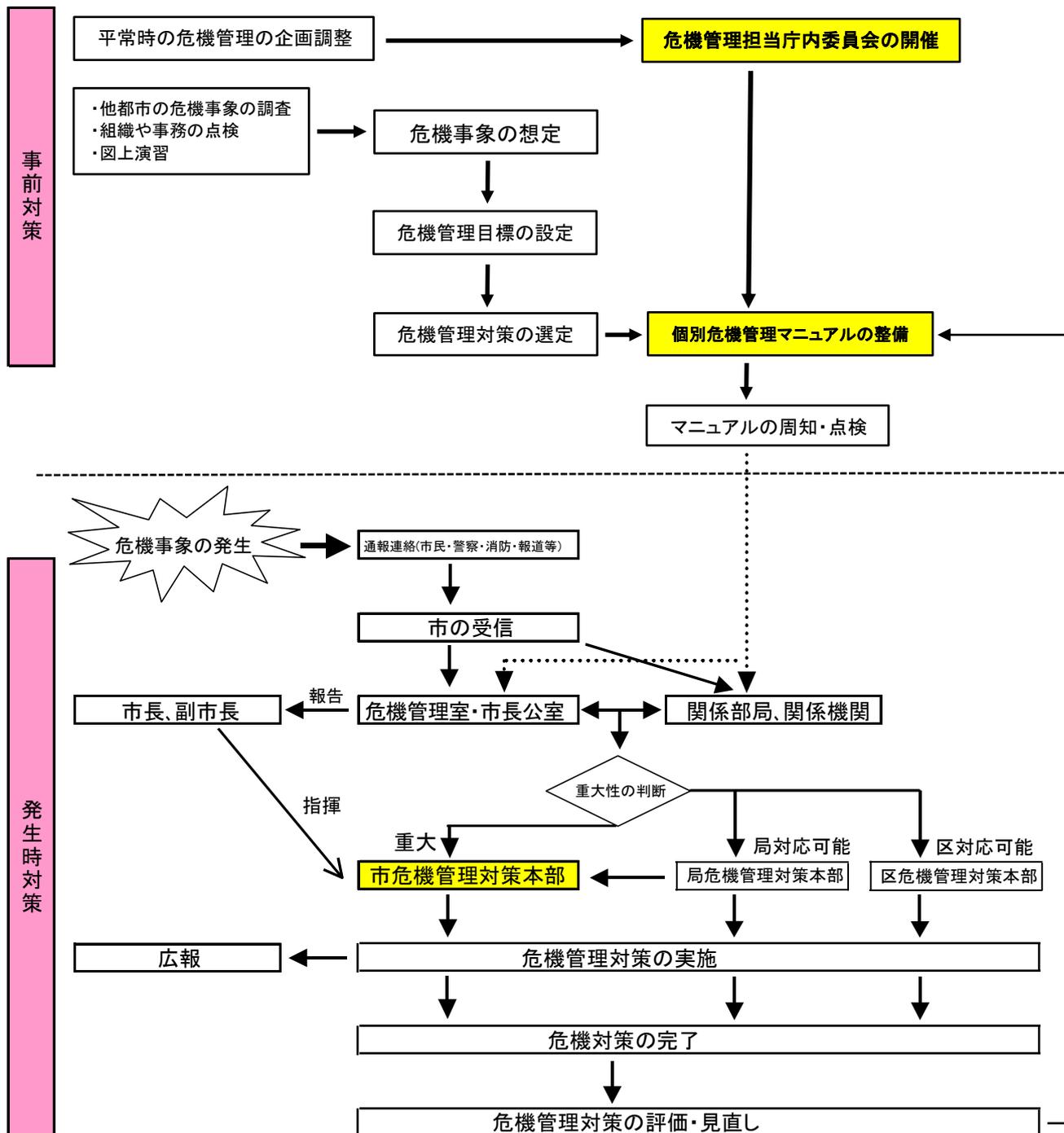
危機事象発生状況報告書

(第 報) 令和 年 月 日 時 分現在

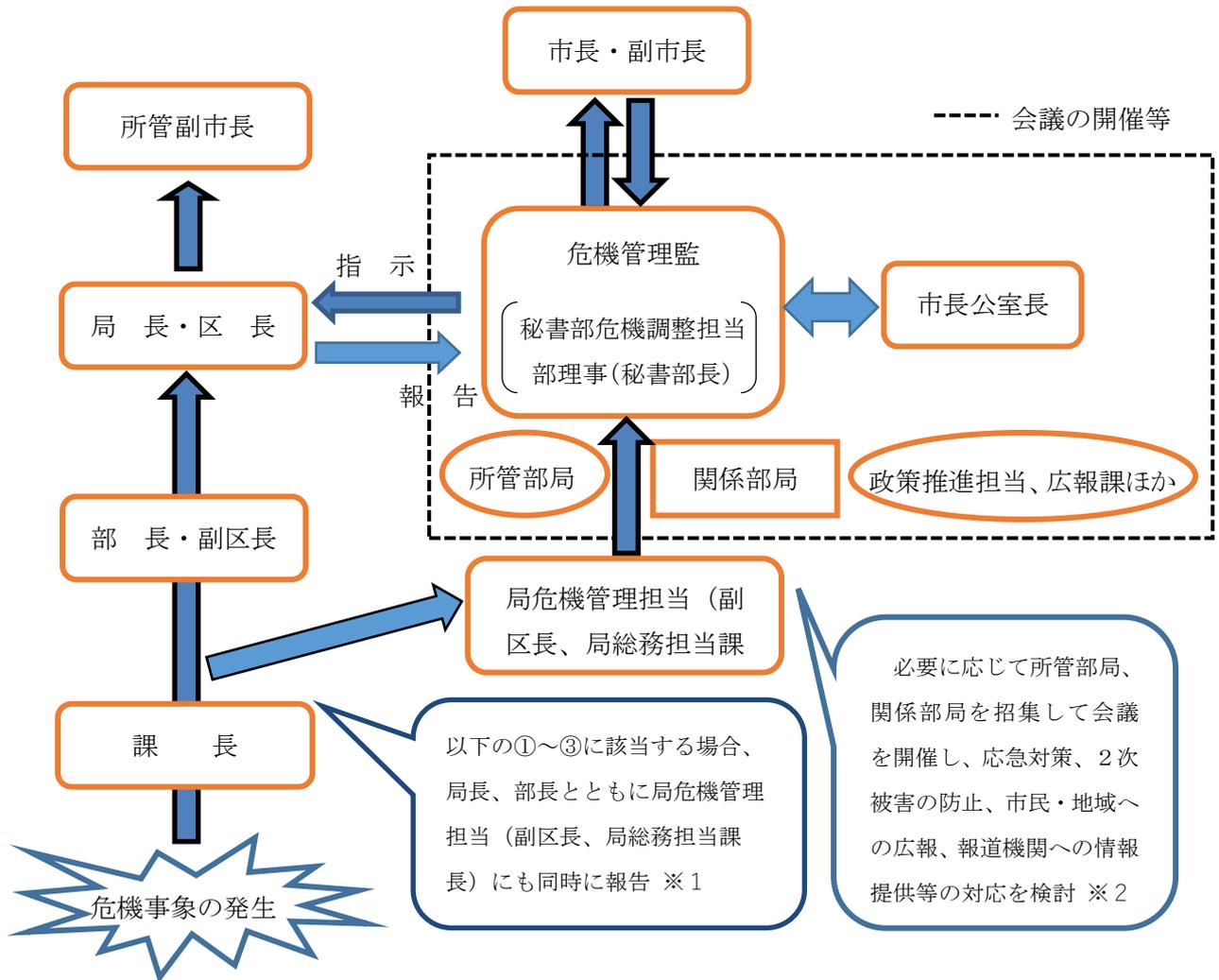
発生日時	令和 年 月 日 () 時 分		
発生場所	堺市		
発信者	_____	受信者 受信時間	職・氏名 令和 年 月 日 () 時 分

危機事象 発生の 概要						
被害 者	死者	不明	住 家	全壊	一部破損	
	負傷者	計		半壊	計	
	人	人		棟	棟	
	人	人		棟	棟	
被害 の 状 況						
応 急 対 応 の 状 況	危機管理対策 本部の設置		(区危機管理対策本部)			
備 考						

堺市危機管理のためのシステム



【危機事象発生時の対応図】



- ※1 局長・区長、部長と局危機管理担当（副区長、局総務担当課長）に報告を行う危機事象
- ① 市民の生命、身体、財産に被害を及ぼす事象、②市民生活に不安を感じさせる事象、
 - ③ 行政の信頼を損なう事象
- ※2 会議の目的及び運営について
- ・ 危機事象が発生した際に必要となる対応（応急対策、2次被害の防止、市民や地域への広報、報道機関への情報提供など）を所管部局、関係部局と連携して検討、実施することにより、市が抱えるリスクを低減することを目的とする。
 - ・ 会議の開催や検討項目の決定等にあたっては、危機管理監と市長公室長、所管局長が調整するものとする。

堺市危機管理ガイドライン
令和2年12月
危機管理室